

滑り込み&見直し!

同一労働同一賃金の実践的対応

講座概要

パートタイム・有期雇用労働法が改正され、**大企業は2020年4月1日から、中小企業は2021年4月1日から**、「同一労働同一賃金」への対応が必要となります。

以下についてご不安な方、ご興味がある企業様・士業様は、是非ご参加ください。

- ・同一労働同一賃金という単語は知っているが、何をすべきか分からない。
- ・最低限、これだけは対応すべきという点を知りたい。
- ・どのように賃金対応の見直しを行うべきかが分からず、対応に悩んでいる。
- ・賞与、退職金の差をどうすべきか分からない、相場観を知りたい。

<講座目次(予定)>

- 1 同一労働同一賃金とは?
 - ・制度の概要
 - ・法改正の内容
- 2 賃金項目ごとの留意点
 - ・基本給
 - ・賞与
 - ・退職金
 - ・各種手当
 - ・近時の裁判例の傾向
- 3 企業の具体的対応
 - ・企業として、最低限何をすべきか
 - ・賃金見直しの手法
 - ・想定されるトラブル
- 4 まとめ

講師



弁護士 村岡つばさ
(千葉県弁護士会 登録番号 53995)
千葉事務所所属
社会保険労務士(千葉支部)
中小企業の労務に関する紛争対応が注力分野。
弁護士会、社会保険労務士会、税理士会等、各種団体で労務関係のセミナーを担当。



弁護士 加藤貴紀
(千葉県弁護士会 登録番号 52907)
柏事務所所属
柏の経営者団体に所属しており、地元根付く中小企業からの労務を含む幅広い相談を多く取り扱う。
顧問先や大学の研究機関等でのセミナーを担当。

主催：よつば総合法律事務所

TEL 043-306-1110 FAX 043-306-1114 (担当/平木)

所内管理番号：NRW

企業様・士業様向け無料オンラインセミナー

開
催
事
項

日時	2021年2月12日(金) 16:30~17:30 終了(予定)
会場	ZOOMでのオンラインセミナー ※後日、セミナーのURLをメールにてご案内いたします。
受講料	無料
お申込方法	☆以下のいずれかの方法によりお申込みが可能です。 ①メールでのお申込み 会社名、ご担当者様の氏名、ご連絡先を記載いただき、 メール (info@yotsubasougou.com) にてお申込みください。 ②FAXでのお申込み 下記に必要事項を記入し、本書を FAX: 043-306-1114 にてご返送ください。

事
務
所
紹
介



千葉県内に2拠点(千葉市・柏市)、東京に1拠点を構える、弁護士15名、スタッフ18名が所属する法律事務所です。
中小企業法務・交通事故・相続・不動産・借金問題に特化しており、2020年11月末現在で、合計270社以上の企業様と顧問契約を締結しております。

企業法務HP: <https://www.yotsubasougou.jp/>

下記に必要事項を記入し、

FAX: 043-306-1114 迄ご返送ください(担当/平木)

貴社名		ご参加者名	
ご住所	〒		
ご連絡先	【TEL】	【メール】	
<small>※ご記入いただいたアドレスにセミナーのURLをお送りします。</small>			

日程が合わないため、セミナー資料の郵送を希望する(資料の送付は本セミナー開催後となります)

【主催・お問い合わせ】 よつば総合法律事務所(千葉県弁護士会所属)

TEL 043-306-1110 FAX 043-306-1114 (担当/平木)

〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7階